

市民意見募集（パブリックコメント）結果

「和歌山市環境と大規模な太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例骨子（案）」に対するご意見を募集した結果、126件のご意見をいただきましたので、次のとおり公表します。貴重なご意見ありがとうございました。

■ご意見の概要と市の考え方

募集案件	和歌山市環境と大規模な太陽光発電設置事業との調和に関する条例骨子（案）
受付期間	平成29年11月27日～平成29年12月26日
ご意見の件数	23名・126件

■ご意見の概要と市の考え方

項目等	No	ご意見の概要	市の考え方
1 目的	1	目的に、「市民の生命（地域住民の生命）及び財産保護を図る」という一文を加えていただきたい。	本条例（案）は、和歌山市の環境と調和のとれた大規模な太陽光発電設備の設置について、生活環境、景観その他の自然環境の維持を図り、和歌山市の環境の保全に寄与することを目的としています。
	2	目的として、環境の維持保全だけでなく、「市民の生命・財産の保護」というところまで盛り込まれるべき。	
	3	目的に「地域住民の生命の安全と財産の保護および動植物の保護をはかる」という一文を付け加えていただきたい。	
	4	特定業種にかかわる企業への特定（選定）を行う目的の条例であり、一方的かつ市の発展性を無視した条例について断固反対する。	
2 対象事業の規模等	5	20ha以上は基本的には認めるべきではない。	地球温暖化対策の観点から、再生可能エネルギーの導入は望ましいことですが、大規模な太陽光発電は、広大な土地を必要とし、全面的に太陽光パネルが被覆されることとなるため、事業規模が大きくなるほど生活環境、景観その他の自然環境への影響が大きくなります。環境に著しい影響を及ぼすおそれのある大規模な事業については、環境影響評価法において、環境影響の程度が著しいものとなるおそれのある事業として規定されている事業規模のうち、最小が25ha以上であることから、本条例においても25ha以上のものを大規模な太陽光発電設備ととらえ、規制するボーダーラインとします。
	6	防災、自然環境保全、景観への影響を考え、本条例の対象とする事業区域の規模を縮小すべき。	
	7	本条例の対象とする事業区域の面積を可能な限り小規模にすべき。	
	8	対象規模の事業区画の面積25ヘクタール以上を10ヘクタール以下に変更すべき。	
	9	開発規模を25ヘクタール以上としているが、その科学的合理的な根拠は何か。住民が納得する合理的な開発面積とすべき。	
	10	25ヘクタール以下の事業に対しても、なんらかの基準や、取り締まりが必要。	
	11	面積が25ヘクタール以上という基準を低くすべき。	
	12	良好な自然環境を守り災害を防止するためには、できるだけ面積を小さく設定しておく必要がある。	
	13	対象規模を25haとしているが根拠はなにか。	
	14	周辺環境に与える影響を考えて、対象面積は0.5ha以上にすべき。	
	15	エネルギーは地産地消で、太陽光も地元の人たちが行政の協力を得て、小規模な発電所をつくり、その地域で消費すべき。25ヘクタールの被害は大きく、あちこちにソーラーパネルが設置されているが、そろそろやめにすべき。各家庭の屋根に設置するのが望ましい。	
	16	開発規模は20ha未満とする、20haを超える事業は基本的にこれを認めない。但し、市が求める条件を満たした場合、事業の周辺環境への影響等安全面の管理に市が関与することを条件とする。	
	17	25ヘクタールより小さい面積で規制するべき。また、面積だけでなく、高低差（急峻な地形に設置する事を規制する）も対象規模に含めることを求める。	

項目等	No	ご意見の概要	市の考え方
2 対象事業の規模等	18	個別の開発ではなく、2つの事業者が隣接して同時期に開発されることに対して一体のものとしてみなすとされているが、時間差の範囲も考慮すべき。1年後、2年後に隣接して開発されると設定された開発面積を超過することも考えられるのか。	同一事業者とみなされる場合、近接して開発されるものについては、一体的な事業区域とみなします。
	19	別事業も一体的なものとしてみなすべき。	
	20	一の設備とみなす場合の一体的の定義とは。事業者が別であっても、どの程度離れていても、ということなど明記すべきではないか。	
3 近隣住民等の合意形成	21	近隣住民への説明会について、近隣住民の範囲を隣接自治会などに限らず、範囲を広くしてください。	近隣住民は、大規模な太陽光発電設備の設置に伴って環境に一定の影響を受けると認められる者としてします。 該当自治会は、地方自治法第260条の2第1項に規定する地縁による団体その他これに類する団体で、近隣住民が属するものとしてします。 近隣住民等は、近隣住民及び該当自治会の区域に居住する者としてします。
	22	近隣住民等とは、どのような範囲なのか。	
	23	近隣住民への説明について、関係住民等は市が定める、この時、行政が影響を及ぶ領域を示すこととなるが、住民の申し出を基本的に尊重すべき。	
	24	近隣住民等の範囲は、申請書提出後に明確となるのか、もしくは細目、施行規則などで決められるのか。	
	25	関係する住民・権利団体等について、ある程度具体的な表記が必要と考える。	
	26	近隣住民等の同意書の提出としているが影響を受ける近隣住民を範囲とすべき。	
	27	事業者は、開発予定区域内の里道、水路の施工同意書、一部の土地所有者の同意書、開発地に隣接または下流域の直近に位置し、影響を受けるおそれがある自治会と権利関係者の同意書等の提出を求めべき。	本条例（案）では、事業者は、事業計画に対する該当自治会の同意書を市長に提出するものとしてします。
	28	近隣住民の同意書がない場合、市は申請書を受理しないことを明確にすべき。	
	29	説明会の開催と近隣住民の同意は必ず義務づけてほしい。	
	30	同意書について、同意のとりかたをどのようにするのか規定しておく必要がある。	
	31	同意書の提出について、次の内容に変更して欲しい。「事業者は近隣住民（自治会等の場合は隣接する全自治会）の同意書を市長に提出するものとする。」	
	32	住民同意の法的拘束力を整備すべき。	
	33	全国的に利害関係者（近隣住民等）の同意がない事だけで許可されない法令はないが、本条例では同意行政のさらに一歩踏み込んだ義務付けを行うのか。	
	34	近隣住民への説明・同意書について、議事録などの添付を義務化するなど、経緯も含め総合的に判断する旨、明文化されるべき。	
35	近隣住民（近隣自治会等）の反対多数の場合は、それを重視すべき。近隣自治会の1ツでも反対であれば、それを認めない。		

項目等	No	ご意見の概要	市の考え方
3 近隣住民等の合意形成	36	近隣住民への説明会について、市当局も入るなど説明会が正しく行われ、議事録なども公表できることを望む。	説明会は事業計画の周知を図るために義務付けます。 また、事業者は、近隣住民等への説明会を開催したとき、近隣住民等からの意見の申出があったとき及び意見の申出をした近隣住民等と協議を行ったときは、市長に報告しなければなりません。
	37	近隣住民への説明について、行政は説明会に出席することとし、一定段階での事業の見解を明らかにすべき。	
	38	現在の事業者の説明会での説明は不正確な部分がある。誠意のある事業者かどうか、市としてもチェックが必要ではないか。説明会の資料を請求することを盛り込むべき。	
	39	近隣住民への説明会について、当該事業計画をもっと具体的にすべき。	
	40	説明会開催の地理的範囲の概念をどう設定されるのか。また、説明会の回数についてどう考えているのか。説明会は1回だけで了とするなら、住民同意を得ることはできない。	
	41	近隣住民への説明について、隣接自治体に影響が及ぶ恐れがある場合は、他自治体、及びその住民への説明責任を定める、この時間関係自治体、住民の申し出を尊重すべき。	
	42	近隣住民への説明について、計画書等の縦覧、説明会の義務づけとともに意見書への回答も義務づけるべき。	
	43	近隣住民への説明について、計画書等の縦覧は紙面とHPでの掲載を義務付ける（自社HPを立ちあげていない場合は市のHPで換えることができる）、この場合、市のHPにも掲載し、計画変更、新たな資料が出れば速やかに更新すべき。	
	44	行政指導等での補正後の計画について、第2段階での縦覧・説明会の開催を義務付け、住民の意見表明の機会を再度保証すべき。	
	45	初期段階からの情報提供と事業者の説明の機会を義務付ける必要がある。	
	46	計画が修正された場合、HPでの掲載、更新を義務付けることと、第2段階での縦覧・説明会の開催を義務付ける必要がある。	
47	近隣住民への説明について、聴力・視力等様々な障がいを持つ者、日本語が未習得の在日外国人、出席が困難な高齢者等の参加、認識できる配慮を義務付けるべき。	障害のある方等への対応については、事業者にてできる限りの配慮を求めます。	

項目等	No	ご意見の概要	市の考え方
4 審査の基準	48	危険区域・森林伐採区域とそれ以外を区別し前者に対する規制を明確にしてはどうか。	<p>生活環境、景観その他の自然環境の維持を図り和歌山市の環境を保全するため、本条例(案)の審査の基準に基づき適正に審査します。</p> <p>なお、事業区域及びその周辺地域において土砂崩れ、溢(いっ)水等を発生させるおそれがある区域については、規則において、事業区域に含まないこととします。</p>
	49	禁止区域、抑制地域を作るべき。	
	50	審査の基準について、「市が指定する土砂災害(特別)警戒区域及び土砂災害危険箇所への設置ならびに隣接していない事。」を追加すべき。	
	51	一切の太陽光発電事業を禁止する区域や、抑制する区域が必要。高低差の大きい傾斜地・土砂災害や水害の危険性が高い場所など、あらかじめ規制を設けることが望ましい。	
	52	土砂災害特別警戒区域については、このような地域を規制することは勿論、近辺地域を準規制地域として対象とすべき。	
	53	県の土砂災害警戒区域・特別警戒区域周辺での森林伐採、環境に影響を及ぼす工事は認められない。	
	54	開発事業者の社会的、資金的健全性、開発・運営能力について、審査基準が必要である。	
	55	開発事業者の社会的、資金的健全性、開発・運営能力の審査基準の判断はどうか。	
	56	パネル設置箇所の安全性について、審査の基準が必要。現状では設置基準がなく業者任せである。	
	57	申請の条件として、光反射の影響とともに、飛行機などの騒音反射の影響を示すべき。	
	58	審査の基準について、客観的な理由をもとに、数値的な基準値を示せるものは、あらかじめ示して欲しい。	
	59	自然の破壊、それによって起こり得るであろう自然災害は、机上での計算では、到底わかり得るものではなく、その当たりの条例について、簡単に決めつけない。	
	60	審査の基準における造成計画について、必要法令以外の法令基準の適合も求めるのか。	
	61	審査の基準について、「既に同様の設備の設置がある場合は、直線距離で10キロメートル以上離れている事。」を追加すべき。	
	62	申請の条件として、風向き及び風力の変化がないか、とりわけ強風時の影響を示すべき。	
	63	申請の条件として、長期に渡る、地表及び周辺への熱エネルギー供給の変化の影響を示すべき。	
	64	申請の条件として、鳥類など飛翔生物、とりわけ上空で下方向に視野を向ける場合の多い猛禽類の生息への影響を示すべき。	
	65	パネル設置の基準について、傾斜角30度以上は禁止すべき。	
	66	申請の条件として、パネルの振動による影響を示すべき。	
	67	土地利用の面積について、開発面積の30%ぐらいに規制すべき。	
	68	流域が100ha以上ある河川の流域に内に設置する場合その開発面積が流域の森林面積の10%を超えることのないようにしていただきたい。	
	69	設置後の転売は市長の許可がないとできないようにすべき。	
	70	審査の基準について、建築基準法に基づく設置の基準を定めるべき。	
	71	書類上、事業者がクリアできるようなものを提出しても机上の判断だけでは済まされない事柄をよく調査すべき。	
	72	地域住民の知らないところで審査し、許可をおろすなどと言うことは決してしない。	
73	保全の為の方策・目的について、和歌山県の環境アセスメント条例と同じ要件になるのか。かつ面積は75haから25haになるのか。		
74	「景観の保全のための方策」及び「太陽光の反射等による生活環境に対する被害を防止するための措置」について、市の太陽光発電設備設置に関する景観ガイドラインとの違いはあるのか。		
75	紀の川堤防から見えないことを許可の基準とすべき。		

項目等	No	ご意見の概要	市の考え方
4 審査の基準	76	審査の基準について、細目や施行規則は条例制定後すぐに決定されるのか、またはいつ決定されるのか。	規則については、条例と同時に公布する予定です。
5 維持管理	77	太陽光発電終了後の撤去等業者の責任の徹底	本条例（案）では、施設の維持管理について、発電事業終了後の措置までの事業計画の作成を義務付けます。
	78	事業者が事業廃止・倒産した場合、機器の撤去、原状回復についての責任の所在も明確にしておくべき。	
	79	申請の条件として、発電パネル等設置機材の廃棄の際の計画、発電パネル等、材料機材の有害物質の有無、及びその種類と総量と廃棄計画を義務付けるべき。	
	80	20年間の売電期間終了後、施設をどうするのか、発電事業を終える場合は設備の撤去、その後の土地活用などどういう計画があるのか、きちんと審査していただきたい。	
	81	計画中に倒産した場合の対応やパネル撤去や計画終了時の植樹に対する保障についても書き込むべき。	
	82	20年後の撤退時には自然に戻すような方法をとるべき。	
6 適用範囲	83	既に県に対し林地開発の届出を行った事業にも本条例を適用して欲しい。	本条例（案）について、施行の日は公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日とし、施行の日以後に事業に関する工事に着手する事業者について、適用します。
	84	現在六十谷近辺に計画されているメガソーラーは二つとも許可しないようお願いしたい。	
	85	開発計画の手続中の事業について、本条例の趣旨を生かした市の指導性を発揮していただきたい。	
	86	林地開発の届出を行った事業にも本条例を適用して欲しい。	
	87	施行期日については、平成30年1月1日迄さかのぼって適用すべき。	
	88	本条例の対象事業範囲はどこまで考えられているのか。	
	89	条例制定にあたり、制定後だけではなく、さかのぼってその条例の効力を適用すべき。今、既に上がっている事案にも適用すべき。	
	90	条例の施行日について、現在計画中の事業にも適用していただきたい。	
	7 審議会	91	
92		審査会のメンバーは、公募による住民代表を含み公表する審議内容は常に記録し、情報は開示すべき。可能な限り審査は公開すべき。審議会の結論がもつ拘束力を定めるべき。	

項目等	No	ご意見の概要	市の考え方
8 その他	93	規模に応じた手数料を決めて徴収すべき。	手数料は徴収することを規定します。
	94	許可の申請にあたって、取り消しを含む市の監督指導権限を入れるべき。同時に催告等に応じない事業者の公表をして頂きたい。	措置命令及び違反事実の公表を規定します。
	95	本条例に違反した事業者への罰則規定を盛り込んで欲しい。	す。
	96	新たな対策の必要がでた場合、危険性が指摘された場合は、既許可案件においても許可の撤回もありうることを明記すべき。	許可の基準等を満たさない事業を行ったときは当該許可を取り消すことができることを規定します。
	97	開発事業者と運営事業者の一体性が求められます。その担保と連帯責任についても明確にしておく必要がある。	電気事業の用に供する大規模な太陽光発電設備を設置する事業を計画し、これを実施する者を事業者として扱います。
	98	本条例は、森林法の許可要件を加重するものであり、かつ、森林法の趣旨を逸脱するものといえる。	本条例（案）は、森林法とは異なる目的で制定されるものです。
	99	風力発電設備についても、なんらかの規制が必要。	本条例（案）では設定しません。
	100	住民総意の「反対」が出て事業者は諦めないため、いつ終わるとわからない闘いは住民側が疲弊してしまう。いつまで頑張れば終末が見れるのか期限を決めていただきたい。	
	101	事業区域がすべて林地の場合は面積に関係なしに設置許可をあたえるべきでない。	
	102	中央構造線上の和泉山脈は地質学的、生物多様性等の面においていち早く環境林として全体を保全すべき。	
	103	開発を基本的に認めない地域を示す、同時にその場所以外なら許可するものではないことを明記すべき。（災害の発生する恐れのある地域、水路敷きをふくむ場所など開発除外地域とする、但し当該地域所有者に対しては減税等の措置が必要）	
	104	和泉山脈は林地開発の対象外にして欲しい。	
	105	紀泉山脈は、数々の希少価値のある植物や、動物、そして何よりも神の住む山であり、そんな山を切り拓くのはいかがなものか。	
	106	太陽光発電が設置されることによる財産の損失の保障	
	107	ハイキングの道などの付け替えは基本的にできないようにすべき。	
	108	申請の条件として、地域、関係住民とのコミュニケーション及び、連絡体系を作るべき。	
109	科学技術は常に検証され向上してきている、現在において市民の生活環境に係る事案が常に十分な検討が加えたものではないこと、抜け落ちている課題がありうることを真摯に受け止める一度許可された事業においても、点検を怠らず、時に立ち止まり、新たな知見に真摯に向き合う姿勢をもつことを、市、事業者、市民に対して求めることを定める。		
110	事業者と住民間の窓口となる者（例、自治会長等）が故意過失に関わらず知り得た情報を正しく住民に知らせなかった場合又は歪曲して知らせた場合は罰則の対象としていただきたい。		

※ご意見の概要について、同じ内容の意見はひとつにまとめています。